

第百七十三号議案

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号を削り、同項第二号中「三百円」を「四百三十四円」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第八条の二第二項第二号中「八万一千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 附則第三項及び第四項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。） 第四条第三項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用

日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項第一号の規定の適用については、「四百三十四円」とあるのは、「三百八十四円」とする。

4 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

とあるのは、適用日からの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 百円）

と、施行日から令和八年三月三十一日までの間にあつては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 百円

とする。

5 新条例第八条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第三項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年

金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第九十八号）の施行等に伴い、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。